

令和2年（ワ）第26002号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

第4準備書面

令和 4年 2月24日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤 倫子



被告第4準備書面を受け、被告の責任原因につき、原告3準備書面に加えて下記のとおり主張する。

記

1 被告法人自体の不法行為責任

- (1) 被告は「入試委員会の独立性確保の観点から一般入学試験における具体的な選抜方法や評価基準の設定などについては入試委員会に一任されており、これらについては、理事会及びその他の理事による関与は勿論のこと、学長や医学部長による関与もなされないのが慣行とされていた」（被告準備書面4・6頁・2、同頁・第4）と主張し、被告法人それ自体の不法行為責任を否定する。
- (2) この点、被告法人は、理事長がこれを代表し、その業務を総理する（乙共2・寄付行為13条）。

学長は、教授会が選出して、理事会の承認を経て、理事長が任命する（乙共6・学長選考規定2条）。学長は、本学（被告大学）校務を掌理し、所属教職員を統督する（乙共5・教職員組織規程3条3項）。

医学部長は、学長の推薦に基づき、教授会の議及び理事会の承認を経て、理事長が任命する（同4条2項）。医学部長は、教育に関する校務を統括し、

所属教職員を監督する（同4条3項）

入試委員会は、被告大学教授会の常置委員会として設置され（乙共7・常置委員会規程3条）、入試委員長は、学長が指名し（同8条1項）、副委員長は委員長が指名する（同2項）。入試委員会の委員は、学長が委嘱する（同5条）。入試委員会の審議事項には、(1)一般入学試験の実施・選抜に関すること(4)多角的選抜方法の研究・開発に関すること(6)入学広報に関すること、が含まれる。（同7条別表）

- (3) 入試委員会は、被告法人の寄付行為及び教職員組織規程、常置委員会規程に基づき指名され、常置委員会規程により「一般入学試験の実施・選抜に関する」権限を与えられていたのであるから、入試委員会が行った一般入学試験における性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いをはじめとする一連の入試手続は、被告法人自体の行為というべきである。なお「入試委員会に【一任】されており、これらについては、理事会及びその他の理事による関与は勿論のこと、学長や医学部長による【関与もなされない】」という被告の主張は、まさに、被告法人が従前より入試委員会の行為を法人の行為そのものであると認識していたことの証左であろう。
- (4) よって、被告は、原告第1準備書面で主張した入学者選抜行為の一連の違法について、民法第709条により、被告法人自身の行為として責任を負う。

2 理事長等の監督義務違反

- (1) 被告は「理事長が入試委員会による入学試験の実施等について監督を行っていたなどの事情はなく、また、理事長がそのような監督義務を履行すべき立場に置かれていたとの事情もない」として、理事長等の監督義務違反を否定する。
- (2) この点、理事長は被告法人の業務を総理し（乙共2・寄付行為13条）、

入試委員会の運営については、理事長が任命した医学部長が管掌（同4条1項）し、医学部長は、必要に応じて当該委員会委員長と協議し、委員会に必要な指導、助言を行う（同4条1項、2項）とされ、入試委員会の委員長は、審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告する（同13条）とされている。すなわち、被告法人の業務を総理する理事長は、医学部長、学長を通じて入試委員会を監督する立場にある。

- (3) 一般入学試験における具体的な選抜方法や評価基準の設定は、常置委員会規程7条別表（乙共7）で定められた入試委員会の審議事項である「一般入学試験の実施・選抜に関すること」であるから、入試委員会の委員長は、その審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告すべきであった。そして、入試要項に明らかにせずに性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いを行う入試手続が違法であることは明らかであり、医学部長は、入試委員長と協議し、性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いを行わないよう、委員会に指導、助言を行うべきであった。

にもかかわらず、「入試委員会の独立性確保の観点から一般入学試験における具体的な選抜方法や評価基準の設定などについては入試委員会に一任されており、これらについては、理事会及びその他の理事による関与は勿論のこと、学長や医学部長による関与もなされないのが慣行とされていた」とする被告の主張は、被告法人の業務を総理し、医学部長、学長を通じて入試委員会を監督する立場にある理事長（及び直接監督すべき立場にある学長、医学部長）が、この監督を一切行わないと判断したこと、すなわち、監督義務の履行を放棄したことの自白に他ならない。

第三者委員会も「本来であれば、理事長、学長、医学部長らが構成かつ適正な入学試験の実施について高い規範意識を持ち、それぞれの立場に応じて、入試委員会に対して適宜、適切に監督・是正機能を発揮しなければならないところ、本大学においては、これらの者による入試委員会への適切な

関与はなかったのであり、これが本件差別的取扱いの一因になった」と指摘するところである（報告書52頁、53頁）。

- (4) よって、被告代表者たる理事長等にも監督義務違反があり、いずれにせよ、被告法人は民法709条による不法行為責任を負うものである。

3 使用者責任

- (1) 遅くとも平成27年以降、性別によって受験生を差別する違法な属性調整を前提として一般入学試験を実施することを予定していたにも関わらずこれを秘し、あたかも性別による属性調整のない公正・公平な入学試験を行っているかのように装って受験生を募り、公正・公平な入学試験が行われるものと信じた受験生を欺罔して試験の申込みをさせ受験させ、実際に採点において性別による一律の得点調整を実施するという一連の行為が行われ、これが不法行為となることについては訴状記載のとおりである。
- (2) そして、少なくとも「A元入試委員長、B元副委員長、C元副委員長、D元副委員長」は一連の差別的取扱いを認識し、これを行っていた（報告書48頁、49頁）ところ、同人らは、いずれも被告法人の教員であり、学長から入試委員会委員を委嘱された者（乙共7・5条1項）であって、被告法人が事業のために使用する被用者であった。
- (3) 加えて、一般入学試験の実施は、当然被告法人の事業の範囲であり、A、B、C、Dはいずれも入試委員会委員長ないし同副委員長であるところ、一般入試の実施及び選抜に関する事項は入試委員会の所掌する事項であるから、一連の不法行為は、同人らの職務の範囲内で行われたものである。
- (4) したがって、被告は、少なくとも使用者責任（民法715条）を負う。

以 上